



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

207	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	1
208	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
209	救急病院の変更	(医務課).....	3
210	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	3
211	大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要	( " ).....	5
212	大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要	( " ).....	5
213	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	( " ).....	6
214	紀北地域森林計画の変更	(林業振興課).....	6
215	紀中地域森林計画の変更	( " ).....	6
216	紀南地域森林計画の変更	( " ).....	6
217	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	7
218	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
219	道路の供用開始	( " ).....	7
220	道路の区域変更	( " ).....	8
221	"	( " ).....	8
222	道路の供用開始	( " ).....	8
223	海岸保全区域の指定	(港湾空港振興課).....	9

### ○ 監査公表

監査公表第6号	.....	9
監査公表第7号	.....	11

## 告 示

### 和歌山県告示第207号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山県海南市藤白758-45  
名称 中野BC株式会社 代表取締役 中野幸治
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県海南市藤白758-45

名称 中野BC株式会社

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年3月2日から同月23日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )
第10号口 洗浄施設 洗米装置	1	米 3,000 kg/時	平成 30.3.28	3時間 /日	通常	11	6.0- 7.2	1,000	500	800	40	40	180	0
					最大	26	6.0- 7.2	1,250	625	1,000	50	50	225	0
第10号口 洗浄施設 リンサー	1	1,800 ml瓶 3,000 本/時	平成 30.3.28	10時間 /日	通常	18	10.0	100	200	60	20	3	0	0
					最大	27	10.0	150	300	60	30	5	0	0

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態											
						区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )		
排水 処理 施設	鉄筋 コン クリ ート 製	W15.2 × L23.0 × H5.0	400	固定 床式 生物 処理	既設	通常	処理 前	303.5	5.0- 9.5	150	150	30	15	2.5	10	0	
							処理 後	303.5	5.8- 8.6	15	30	30	15	2.5	4	0	
							最大	処理 前	376.5	5.0- 9.5	200	200	30	20	3.2	16	0
								処理 後	376.5	5.8- 8.6	20	37	30	20	3.2	5	0

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )
排水口No. 1	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

排水口No. 2	通常	13.5	6.0-8.0	15	24	10	15	1	1	<3,000
	最大	13.5	6.0-8.0	20	30	15	20	2	2	<3,000
排水口No. 3	通常	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—
	最大	雨水	—	—	—	—	—	—	—	—
排水口No. 4	通常	303.5	5.8-8.6	15	30	30	15	2.5	4	<3,000
	最大	376.5	5.8-8.6	20	37	30	20	3.2	5	<3,000

## 和歌山県告示第208号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年3月16日まで縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成30年2月16日

## 2 名称

特定非営利活動法人近畿在宅介護協会

## 3 代表者の氏名

小川哲志

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市吉礼523番地の21-1F

## 5 定款に記載された目的

この法人は、すべての高齢者に対して、介護・福祉全般に関する事業を行い、市民全般に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第209号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づく救急病院の変更について、次のとおり届出があった。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更事項(名称)		所在地	変更年月日
旧	新		
和歌山リハビリテーション病院	伏虎リハビリテーション病院	和歌山市屋形町一丁目11	平成30.1.11

## 和歌山県告示第210号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）松源岩出中迫店  
和歌山県岩出市中迫字中ノ池560番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役 兼田守  
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役 兼田守  
和歌山県和歌山市田屋138番地  
他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年10月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,300㎡
- 6 駐車場の収容台数  
150台
- 7 駐輪場の収容台数  
76台
- 8 荷さばき施設の面積  
130㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
15.3㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前8時  
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時45分から午後10時15分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
敷地南側1か所及び敷地西側2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成30年2月16日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成30年3月2日から同年7月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第211号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ有田店  
和歌山県有田市糸我町中番25番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第1309号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）  
有田市産業振興課（有田市箕島50番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成30年3月2日から同年4月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第212号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ御坊店  
和歌山県御坊市野口590番地3
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第1310号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）  
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成30年3月2日から同年4月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第213号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ田辺店  
和歌山県田辺市稲成町260番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第1311号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成30年3月2日から同年4月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第214号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第215号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第216号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第217号

平成30年和歌山県告示第94号（以下「告示第94号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
坂口迪生
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第94号のとおり

## 和歌山県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡由良町大字門前字水谷坪 769番1地先から同町大字衣奈字 由良坂532番2地先まで	旧	4.36 } 50.02	1,057.50	衣奈隧道 L=307.50
日高郡由良町大字門前字水谷坪 769番1地先から同町大字衣奈字 大岩1160番2地先まで	旧	9.67 } 33.84	641.45	衣奈トンネル L=484.00
同上	新	9.67 } 33.84	641.45	衣奈トンネル L=484.00

## 和歌山県告示第219号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道  
路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 日高郡由良町大字門前字水谷坪769番1地先から同町大字衣奈字大岩1160番2地先まで  
 供用開始の期日 平成30年3月2日

**和歌山県告示第220号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字大野字大野田2427番1地先から同町大字大野字大野田2433番1地先まで	旧	4.20 ∩ 10.15	71.60	県道那智勝浦本宮線との重用延長71.60メートルを含む。
同上	新	6.50 ∩ 10.15	73.10	県道那智勝浦本宮線との重用延長73.10メートルを含む。

**和歌山県告示第221号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字大野字大野田2427番1地先から同町大字大野字大野田2433番1地先まで	旧	4.20 ∩ 10.15	71.60	県道那智勝浦古座川線との重用延長71.60メートルを含む。
同上	新	6.50 ∩ 10.15	73.10	県道那智勝浦古座川線との重用延長73.10メートルを含む。

**和歌山県告示第222号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字大野字大野田2427番1地先から同町大字大野字大野田2433番1地先まで

供用開始の期日 平成30年3月2日

和歌山県告示第223号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成30年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸塩屋漁港海岸塩屋地区

2 指定場所

和歌山県御坊市塩屋町南塩屋地先

3 基点の表示

- 基点1 北緯33度51分52秒4988 東経135度9分34秒3847の地点
- 基点2 北緯33度51分49秒5926 東経135度9分35秒6259の地点
- 基点3 北緯33度51分48秒2295 東経135度9分36秒1337の地点
- 基点4 北緯33度51分47秒6685 東経135度9分36秒3433の地点
- 基点5 北緯33度51分46秒2445 東経135度9分37秒2040の地点
- 基点6 北緯33度51分37秒8763 東経135度9分39秒1596の地点
- 基点7 北緯33度51分36秒6747 東経135度9分38秒6897の地点
- 基点8 北緯33度51分36秒9618 東経135度9分38秒0287の地点
- 基点9 北緯33度51分36秒0529 東経135度9分37秒6045の地点
- 基点10 北緯33度51分35秒9086 東経135度9分37秒8902の地点
- 基点11 北緯33度51分35秒6334 東経135度9分37秒6481の地点
- 基点12 北緯33度51分35秒6600 東経135度9分37秒4785の地点
- 基点13 北緯33度51分34秒3435 東経135度9分36秒0114の地点
- 基点14 北緯33度51分36秒0256 東経135度9分36秒4535の地点
- 基点15 北緯33度51分39秒8096 東経135度9分35秒3963の地点
- 基点16 北緯33度51分39秒9248 東経135度9分36秒0033の地点
- 基点17 北緯33度51分42秒1423 東経135度9分35秒3225の地点
- 基点18 北緯33度51分43秒6011 東経135度9分34秒3274の地点
- 基点19 北緯33度51分50秒0957 東経135度9分32秒2483の地点
- 基点20 北緯33度51分52秒5242 東経135度9分33秒2280の地点

4 指定区域

基点1から20までの各点を順次結んだ線及び基点20と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

監 査 公 表

和歌山県監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年1月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月2日

和歌山県監査委員 江川 和明  
 和歌山県監査委員 河野 ゆう  
 和歌山県監査委員 尾崎 要二  
 和歌山県監査委員 岩田 弘彦

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県税事務所	平成30年1月25日
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県税事務所

平成28年度の県税収入率は97.6%で、前年度に比し0.6ポイント低下しており、平成28年度末の収入未済額は、約11億1,908万円と約2億7,580万円増加している。

個人県民税の収入未済額は、県税全体の約46%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、加算金及び延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

イ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約2,284万円となっており、前年度末に比し約347万円増加している。

今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 負担金徴収に係る超過勤務手当について、出張時における移動時間を勤務時間に含めている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) ETCカードを紛失し再発行を受けている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) メンタルクリニックの使用料について、現金払込書の払込者名が払込日当日に不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県公営競技事務所

(ア) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成28年度末における未収額は約2億11万円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

(イ) 買い換えられた冷蔵庫に係る物品不用調書及び不用品処分調書を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県工業技術センター

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いにおいて、現金出納簿が現金を収受した収納員ごとに作成されていないので、適正に処理されたい。

オ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の平成28年度末の収入未済額は約854万円となっており、前年度末に比し約65万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 港湾施設使用料及び入港料について、和歌山県港湾施設使用料及び入港料の徴収方法等に関する取扱要綱に定められた納期限と異なる期限を納期限としている事例が多数見受けられたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 納期限までに納入されなかった土地水面使用料について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) 年度末に収納した歳入金について、金融機関への払込みや出納員への引継ぎがなされないまま1か月が経過している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

和歌山県公営競技事務所

和歌山競輪場北側の河川管理用通路は、公営競技事務所長が使用者として管理しているが、付近住民の生活道路として利用されている状況であることから、市道への移管等に向け関係機関と協議を継続されたい。

(4) 上記以外においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成30年1月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月2日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 尾 崎 要 二  
 和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
学校法人鈴木学園	平成30年1月25日
公益社団法人和歌山県トラック協会	〃
和歌山県職業能力開発協会	〃
紀の川用水土地改良区	〃
和歌山県土地改良事業団体連合会	〃
公益財団法人和歌山県人権啓発センター	〃
公益社団法人和歌山県青少年育成協会	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
公益財団法人和歌山県民総合健診センター	〃
ウインナック株式会社	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
公益財団法人和歌山地域地場産業振興センター	〃
和歌山県住宅供給公社	〃

南紀白浜空港ビル株式会社	〃
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	〃
一般財団法人和歌山県文化振興財団及び文化学術課 (和歌山県民文化会館指定管理者及び同指定管理者所管課) (和歌公園指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県国際交流協会 (和歌山県国際交流センター指定管理者)	〃
三菱電機ライフサービス株式会社 (和歌山県和歌川河川公園指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県下水道公社 (紀の川流域下水道及び紀の川中流域下水道指定管理者)	〃
紀の国はまゆう (紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者)	〃
加太まちづくり株式会社 (加太みなとまち指定管理者)	〃

## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

## ア 和歌山県職業能力開発協会

和歌山県職業能力開発協会が行っている技能検定試験の一部が適正に実施されていないことが判明した。

県において、今後の対応や再発防止策が示されているところであるが、これらを着実に実施するとともに、今後このようなことのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。

## イ 和歌山県住宅供給公社

平成25年4月から平成29年4月までの間に県営住宅の入居者から収納した家賃及び駐車場使用料について、公社職員による着服行為が判明した。

この度、再発防止のための業務改善が行われ、着服金も全額弁済されているが、今後このようなことのないよう、収納業務に関して組織内の情報共有と進行管理を十分に行い、厳正な事務の執行に努められたい。

## (2) 注意事項

## ア 和歌山県職業能力開発協会

補助事業により取得した財産の管理について、固定資産台帳を備えておらず、その移動状況を明らかにしていなかったため、適正に処理されたい。

## イ 公益社団法人和歌山県青少年育成協会

公益社団法人和歌山県青少年育成協会会計規程第8条の会計事務主担当者が任命されていないため、適正に処理されたい。

## ウ 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 診療費（患者負担分）の未収金については、平成28年度末で附属病院本院で約9,832万円、紀北分院で約293万円となっており、前年度末に比し附属病院本院で約1,606万円、紀北分院で約116万円それぞれ減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。

(イ) 省庁への派遣職員に係る民間借上住宅の家賃につき、決裁権者の決裁を受けずに決定されていたため、適正に処理されたい。

(ウ) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

(エ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事前命令及び事後確認がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

(オ) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 用務先の所在地を記入していなかった。
- b 復命日の記載に誤りがあった。

エ 公益財団法人和歌山県民総合健診センター

平成22年度に発覚した横領事件に係る損害賠償金について、平成28年度末における未収額は約3,575万円となっている。

引き続き債務者の収入状況等を十分把握の上、適切な債権管理に努められたい。

オ 公益財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与事業等に係る未収金については、平成28年度末で約1億8,356万円となっており、前年度末に比し約52万円減少したが、依然として多額である。

引き続き未収金の回収に向け努力されたい。

カ 和歌山県住宅供給公社

(ア) 平成28年度における宅地分譲の事業実績はなく、今後とも岸宮サニータウンの残っている区画の販売に努められたい。

(イ) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成28年度末の収入未済額が、約1億1,432万円となっている。

引き続き、県（建築住宅課）及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の縮減に努められたい。

キ 一般財団法人和歌山県文化振興財団

(和歌山県民文化会館)

所管課に対する注意事項

平成28年度に購入した重要物品について、指定管理者との間で貸与に係る協定を締結せずに使用させていたので、適正に処理されたい。

(和歌公園)

駐車場の利用料金について、知事の承認を受けずに額を変更している事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。